

教育厚生委員会会議録

日時 平成24年6月29日(金) 開会時間 午前10時09分
閉会時間 午後3時55分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 桜本 広樹
委員 臼井 成夫 清水 武則 望月 清賢 保延 実
前島 茂松 仁ノ平尚子 久保田松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 三枝 幹男 福祉保健部次長 原間 敏彦 福祉保健部次長 鈴木 治喜
福祉保健総務課長 横森 梨枝子 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 布施 智樹
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 篠原 昭彦
医務課長 田中 俊郎 衛生薬務課長 大久保 正弘 健康増進課長 大澤 英司

教育委員長 久保嶋 正子 教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 相原 正志
全国高校総体推進室長 半田 昭仁 学術文化財課長 高橋 一郎

議題 (付託案件)

- 第76号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例中改正の件
- 第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
- 第84号 指定管理者の指定の件
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて
- 請願第24-5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、請願第23-1号及び請願第23-18号は継続審査すべきものと決定し、請願第24-5号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時9分から午後1時53分まで(その間、午前11時42分から午前11時43分まで、午後0時4分から午後1時6分まで、午後1時14分から午後1時37分まで、午後1時43分から午後1時52分まで、休憩をはさんだ)福祉保健部関係、休憩をはさみ午後2時9分から午後3時55分まで

教育委員会関係の審査を行った。

7月3日に、県が出資している法人の経営状況に係る審査を行うこととなった。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第76号 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(障害者権利擁護センター事業費について)

桜本副委員長 福3の障害者権利擁護センター事業費につきましてお伺いをいたします。この委託先の県障害者福祉協会というのはどのような団体なのでしょうか。

篠原障害福祉課長 社会福祉法人山梨県障害者福祉協会というのは、県内の身体障害者、知的障害者、それから、精神障害者、これらの団体を束ねる、障害分野の全般をカバーする唯一の法人でございます。また、この法人に山梨県障害者社会参加推進センターの業務も委託しています。

桜本副委員長 委託先について、唯一ということなのですが、ほかにこういった業務を遂行するような事業体がないということでしょうか。

篠原障害福祉課長 委員御指摘のとおりでございます。3つの障害分野をカバーする法人とすれば、この法人が唯一でございます。

桜本副委員長 この中で、虐待の相談等の受け付けが24時間365日。その事業内容のほかに、虐待の防止に対する広報あるいは啓発というところまで踏み込んであるのですが、この県障害者福祉協会という組織体系はどのような体系になっているのでしょうか。

篠原障害福祉課長 組織体系につきましては、社会福祉法人でございますので、理事会、評議員会のもとに、実際の事務を遂行する、言うなれば事務局を置いております。幾多の事務を遂行するために、8人程度の職員が配置されています。これまで、先ほど申し上げましたように、県の障害者社会参加推進センターの業務などをお願いしております。相談業務などを長年にわたって遂行する、そのために必要な職員が配置されているところでございます。

桜本副委員長 その8人の中で、全県に発信するような広報だとか、啓発に対する事業が行えるような人員配置になっているのかという点について伺っています。

篠原障害福祉課長 今回の補正予算でお願いしておりますこのセンターの運営にかかわる経費のうち、相当部分は人件費でございます。今回新たに業務が発生いたしますので、新たな職員を確保した上でこの業務に当たっていただくと考えております。

桜本副委員長 ということは、この中に含まれているものは、広報活動、啓発が中心というよりも、まずは人件費に充てるという意味合いでよろしいでしょうか。

篠原障害福祉課長 金額的には人件費が相当の割合を占めるわけでございますが、活動につきましては、配置を予定している職員がもう既に障害者虐待の国の専門的な研修を受けております。それで、その職員が講師役を務めながら、一般の方々も含めた普及啓発・広報活動に従事する、このように予定をしています。

桜本副委員長 事業内容の上にある虐待に関する相談の受け付け等もあわせて、ほぼ人件費ということだと思いますが、何人ぐらいの新たなスタッフを想定しているのでしょうか。

篠原障害福祉課長 現在のところ、専従で1名の職員を予定しております。

桜本副委員長 続いて、先ほどこのバックアップ体制の中で、医師というようなことも説明の中に出ていたわけですが、企業等における虐待の通報と、それに医師がかかわる。そして、何か事が起きて、それが刑事的なものであれば警察にというような、その辺の流れを説明していただけますか。

篠原障害福祉課長 特に職場におきましては、虐待の事実を発見した方、もしくは虐待を受けた障害者自身が、障害者の場合は届け出という手続になりますが、通報をいたします。通報先につきましては、県あるいは市町村になります。県では、その虐待の事実を確認する必要があります。場合によれば、虐待の態様にもよりますが、医学的な確認、それから、法律的な確認、そういうものを要することも想定されます。その助言をいただくために、専門の方をあらかじめ確保させていただいて、そういう事態が起こったときには迅速に対応できるような体制を組む、このように考えております。

桜本副委員長 今、市町村の対応の部分がはっきり理解できないんですが、市町村の対応を教えてください。

篠原障害福祉課長 市町村につきましては通報などを受ける。この部分につきましては県のセンターと同じでございますが、市町村はこの通報を受けたという事実を県に通知する義務がございます。それで、すべての職場、企業における虐待に関しましては県に集約されて、県のセンターで対応がされるという組み立てになっております。

桜本副委員長 例えば企業等における通報が出たというような場合、その企業等に対する聞き取り調査についてはどなたの権限で聴取するのか、その辺をお聞かせ願えますか。

篠原障害福祉課長 法律的な組み立てから申しますと、その辺の事実関係や虐待があった、なかったというところの確認につきましては県で対応いたします。ただし、その部分を含めて、今回お願いをしておりますセンター業務の委託ということで、山梨県障害者福祉協会さんをお願いをしております。実際の業務はそちらで判断、対応をすることになっております。

(全国障害者芸術・文化祭費について)

桜本副委員長 　では、続いて、マル臨の全国障害者芸術文化祭ですが、ここで初めて聞くイベントなので、過去にどのようなものがあったのか資料の提示をいただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

土橋委員長 　提示できますか。

篠原障害福祉課長 　後ほどでよろしいでしょうか。

土橋委員長 　桜本委員、後ほどでということよろしいですか。

桜本副委員長 　結構です。

(障害者権利擁護センター事業費について)

仁ノ平委員 　桜本委員に引き続き、マル新の障害者権利擁護センターについて幾つかお伺いします。重ならないようにしたいと思います。

先ほど、企業における虐待についての相談を受けるんだという説明がありましたが、障害者を取り巻く虐待と考えますと、家庭あるいは施設などでも当然虐待はあるだろうと想像できるのですが、そのような相談には応じないのでしょうか。

篠原障害福祉課長 　法律の規定から申しますと、県がかかわる部分は、福祉施設の中での虐待事案。ただし、この場合には、まず一義的には市町村が窓口となります。市町村から県に対して報告がございます。これは報告でございます。それから、これまで御説明を差し上げております、職場、企業における虐待につきましてはルートが2つに分かれているわけですが、県が直接通報を受ける場合と、市町村が一たん通報を受けて、県に報告ではなくて通知をする。その事実を通知する。すべての情報が県のセンターに集まる。このような仕組みがそれぞれ規定されております。

仁ノ平委員 　ということは、障害をお持ちの方で虐待を受けた方の立場からすると、何の相談でもいいということですね。

篠原障害福祉課長 　虐待にかかわる相談についてはもちろんございますが、虐待の周辺に存在するようなことも当然考えられます。虐待には至らないけれども、そういう事案につきましても相談をお受けすること、これは想定をしております。

仁ノ平委員 　これまで県では、児童虐待に対する対応とか高齢者虐待の対応は既に行っていると思います。法律施行を受けてとのことですが、ここで初めて障害者の権利擁護、虐待相談が始まるということなのですが、障害者の虐待に関してはちょっと特殊な問題があるようにも思います。それは当事者の方が虐待を受けていることをうまく表現できなかつたり、まずは言葉が発せられなかつたり、相談所まで行かれなかつたり、あるいは知的障害のために受けている虐待を虐待と認識できなかつたり、一般の方とも重なりますが、より障害があるがゆえに虐待相談の特殊性があるように思います。これまでの虐待の相談と違って工夫が必要だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

篠原障害福祉課長 　委員御指摘のように、先行している児童虐待あるいは高齢者虐待とは状況が違います。それから、虐待のありようそのものが、特に障害者虐待の場合、潜在化しているという状況もございます。それで、法制的には、児童虐待あるいは高齢者

虐待とは異なる仕組みを設けております。特に都道府県の関与、市町村の役割、こういうものがこれまでの虐待事案とは異なる形で規定されていると考えております。

ただし、障害者虐待も、障害児あるいは高齢障害者というような関わりがございますので、児童あるいは高齢者の虐待との連携があつてという部分も結構あるのではなかろうかと。ですから、そういう意味合いで、それらの機関とも連携、ネットワークづくりも重要なことだと考えております。

仁ノ平委員

先ほど桜本委員も触れられた広報、啓発のことにに関して1つ伺います。私は広報、啓発というと、この場合、まず第一義的に、障害を持った当事者の方へのPRであらう、こういうものができましたよということ、あるいは企業や施設などもその対象になるかと思うのですが、ぜひ一般の方に、こういう施設ができたということ、そして、障害者への虐待への学びというか、知ること、そして、県も努力をしてこういう法律もできたということなどを広く県民全体が知って認識を深めていく、あるいは自分が決して加害者にはならないための学習というようなものも含めて、そうした啓発が県民全体に必要なだと思っております。そのようなことはお考えでしょうか。

篠原障害福祉課長

まさしく委員御指摘のとおりだと考えております。昨年度補正予算で、一般向けの学習会を開催しました。障害者虐待につきましては、関係者の方々への研修活動、これは当然のことでございますが、一般の皆様にも広く知っていただく、理解をしていただく、協力をしていただく、これを欠かすことができないと考えました。そのため、昨年12月の障害者週間を中心に、県下4圏域ごとに、一般の方々も対象にした、研修会ではなくて、学習会で、わかりやすい制度の紹介といった取り組みをさせていただきました。今後とも、センターにおきまして、一般の方々への普及啓発活動に努めていく考えでございます。

仁ノ平委員

最後になりますが、実は先日知事ともちょっとお話をしたのですが、今回のセンターの開設は、法律を受けてということで、それから、障害者特有の問題もありますが、先ほど課長の御答弁にあったように、障害を持った子供が虐待を受けた場合にここに行ったらいいのか、児童虐待の窓口に行ったらいいのか。高齢障害者が虐待を受けた場合に、高齢者虐待の長寿社会課へ行ったらいいのか、ここに行ったらいいのか。虐待の窓口が3つぐらいできると、虐待を受けた人にとっては一体どこに行ったらいいのかという問題が出てくるように思います。あるいは、虐待を受ける人はそれぞれであっても、虐待をしている人の立場に立つと、共通の問題があります。加害者は共通の問題がある。

そういう視点に立つと、将来的には、山梨虐待防止センターとか山梨虐待相談センターとか、ワンストップで、虐待だったら何でもここに来てくださいという窓口を掲げる。その上で、その先は専門性のある方が高齢者虐待、児童虐待、障害者であってもいいけれども、ゆくゆくはそういうふうになりやすく、1つの虐待防止センターみたいなものを立ち上げるという方向、あるいは今回のこの事業を行うに当たっても、そういう志向性を持っての、さっきネットワークというお話が既に出ましたが、そういう視点というのはこれからはとても必要だと思います。すぐには難しいかと思いますが、お考えを伺って終わりにします。

篠原障害福祉課長

児童虐待につきましては、窓口となるのが福祉事務所もしくは児童相談所でございます。それから、高齢者虐待につきましては、市町村が対応するというのが法律が定めた仕組みでございます。一方、障害者につきましては、これまで御説明い

たしているとおりに、ものによって、虐待の発生した場所によって対応が分かれております。この3つの虐待は、置かれている状況、環境、それから、虐待の対応などによりまして法律制度の組み立てが異なっております。その結果、外から見たときに、どこの窓口へ行けばいいんだろうという戸惑いを感じず、これは否定することができないと思います。中長期的な課題として、法制度の整備が必要な事柄かなと考えております。

繰り返しになりますが、今後とも、児童虐待、それから、高齢者虐待とのかかわりが強くある部分がございます。そういう関係機関、関係者とのコミュニケーションは図りながら、情報の共有あるいは連携、こういったものに努めていく、これが当面必要かなと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地方独立行政法人山梨県立病院機構について)

桜本副委員長 先ほど部長から、独立行政法人病院機構の話が出ましたが、独立行政法人として2年連続黒字化という中で、経営の面では期待どおりの成果を残しているわけですが、山梨県から病院機構に対する何かメッセージというものはないのでしょうか。

田中医務課長 委員おっしゃるとおり、不祥事が起こって、医務課のほうにも県民の皆様から、苦情の電話が寄せられております。病院機構で別法人ということではありますが、そういうことが起こらないように、しっかりと連絡をとっていきたいと思っております。

桜本副委員長 県民としては、独立行政法人になったことで、ある部分直接県の管理下ではなくなったことを承知している人はほとんどいないと思います。県の中にある一部病院機関という位置づけだと県民の方々が思っている中で、やはりこれからも長く法人と運営をしていくわけでありますが、所管する山梨県として、ある程度、そこの管理者に対してきちっとしたメッセージを送るということは、当たり前の社会通念であると思いますが、いかがでしょうか。

田中医務課長 事実上の連絡ということをお願いしたんですけれども、制度上は独立行政法人の場合は、事前審査ではなくて、事後の評価が非常に重要であるという仕組みになっておりまして、評価委員会があって、そこでいろいろ評価をしていくということになります。そこでは、患者アンケートとか投書箱とか、あと、県に寄せられる医療相談というのがありますので、そこを議論の俎上にのせて、制度上そこで中央病院の業務について県民の意見を反映させるというやり方があると思います。制度に乗ってやるとすれば、そこら辺があると思います。そこでしっかり議論をしていただくようにしたいと思っております。

桜本副委員長 制度上は事後評価ということではありますが、まさしく今が事後だと思います。その評価委員会を知事の名のもとに緊急招集をして、例えばこの2年間の中で、今ま

での職員に対する意識等あるいは研修等の内容が変わったのかどうか、どこか緩みがあったのかどうか。まさしく今が事後でありますので、早急の事後対策、評価委員会を開催して、この問題について繰り返すことのないような手立てを打っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

田中医務課長 評価委員会は毎年行っておりまして、時期的にはそろそろ開かれるという時期でございます。それが7月の上旬、中旬ぐらいになると思います。その中で決算とかそういったことを審議しますけれども、その中で職員の不祥事、綱紀の粛正などについても議論をしていただきたいと思います。

桜本副委員長 評価委員会の位置づけもあるかと思うのですが、例えば知事が緊急等必要と認めた場合には早急に評価委員会を開催するとか、そういった内容の変更等は考えられませんか。

田中医務課長 条例上、どういう場合にというのが、今は確認はできませんけれども、知事が緊急と認めた場合にという規定が必要であれば、それはこちらでもまた判断させていただいて、今後の検討にさせていただきたいと思います。

桜本副委員長 今回の場合、法律的には犯罪ではないということではありますが、今後こういったことの問題にも対処するために、今、課長が話された条例等の見直しについては適宜見直しを図っていただけますように検討を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中医務課長 今後どういうことが起こるか、必要性とか、そういう判断の可能性とか、そういったことを総合的に判断して、これから検討させていただきたいと思います。

(自殺対策について)

桜本副委員長 次に、自殺の問題であります。先般、松本清張没後20周年ということでスペシャルドラマが放映されました。その中で、舞台が昭和35年ではあったんですが、内容によっては、原作の中では自殺を映像の中で若干美化するようにも見えかねない部分があります。山梨県としては、自殺率が全国でもワーストワンという現状の中で、このテレビ局に対してメッセージを送ったというようなことは何かございますか。

篠原障害福祉課長 先般放映されました松本清張作の「波の塔」につきましては、県といたしまして、テレビ局側へ対応はしておりません。

桜本副委員長 今現在、自殺対策で、山梨県や富士河口湖町あるいは鳴沢村のほうで、ここ数年、予算を出しながら、あるいは県民の税金をいただきながら、その撲滅というか、1人でも自殺者を減らそうという努力をしているわけです。その一方、違うところにおいては、そういったメッセージも送らないでいるという、やっていることと感じていることが全く逆さまなような現状をどのように考えていますか。

篠原障害福祉課長 マスメディアは大きな影響力を持っています。往々にしてセンセーショナルな取り扱い、あるいは自殺の呼び水になるような効果、こういったものがこれまでもございました。それで、メディアとどのような関係を持つかにつきまして強い意識を持っております。そのため、青木ヶ原での自殺対策の関係者が集まって組織しております、「いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議」という中に部会をつくり

ました。その部会で、今後、マスメディアに青木ヶ原樹海における自殺の実態あるいはその防止活動、さらにはメンタルヘルスの推進といった取り組みなど、こういったものに御理解、御協力をいただけるような対応の目安になるガイドラインをつくらうということで、先般の会議で構成員の皆様の御了解をいただきまして、本格的な検討に入ったところでございます。

桜本副委員長 各放送局にも、番組審議委員会とか、各局なりの外部に対する声を反映する、そういった機関もありますので、県としても、ぜひそういったところに積極的に山梨県の現状を訴えるといった行動にも出ていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

篠原障害福祉課長 委員御指摘のとおり、もっと積極的な対応を図る必要がございます。委員の御指摘の具体的な方策につきましても参考にさせていただいて、県として対応ができるのであれば実施に移していきたいと考えております。

桜本副委員長 横内知事も、石原慎太郎東京都知事が映画の総監督を務めている「青木ヶ原」という映画に対して、撮影の配慮を関東地方知事会でお会いした際、要望をしたというように、知事みずからもそういった行動に出ているわけでありまして。今はフィルムコミッションという、各県あるいは全国的な展開をされているような機関もありますので、自殺を助長するようなものをぜひやめようというようなことも、フィルムコミッション等が映画会社に対してメッセージを送る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

篠原障害福祉課長 全く御指摘のとおりでございます。現実には映画の撮影をする場合には、通常、地元のフィルムコミッションの事務局に協力依頼がございます。この件につきましても要請がございましたが、青木ヶ原樹海につきましてはこういう状況でございますと、その状況を説明させていただいて、青木ヶ原での撮影等につきましては御遠慮願いたいというような対応をとらせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、福祉保健部だけではなくて、自殺については全庁的に対応をしているところでございます。

桜本副委員長 今、課長から全庁的な対応という話がありましたが、本当におっしゃるとおりであります。ぜひ全庁挙げて、この汚名を返上できるような努力をしていただければと思います。

(子宮頸がん予防ワクチン接種について)

久保田委員 子宮頸がんワクチン接種についてお伺いします。子宮頸がん予防ワクチンの接種は、中1から高1の女子を対象に2009年12月から始まったのが、今年度3月まで、推定284万人、回数で686回分を接種しました。気が遠くなるというような副反応が812件、そのうち7割が失神ということですのでけれども、そういうことを本県でも把握しているのですか。

大澤健康増進課長 今御指摘のありました子宮頸がん予防ワクチン接種後の失神の事例についてでございますが、ワクチン投入当初、本県におきましてもそのような情報の提供がございました。しかし、このワクチンは任意接種でございまして、国の実施要領に基づいて、副反応等につきましては医療機関から厚生労働省に直接報告することになっておりまして、国のほうで都道府県別の集計が今のところされていないという状況でございます。

久保田委員 では、本県ではそういう症例はわかっていないということですか。

大澤健康増進課長 そのような状況の中で、全国、オールジャパンとしては数字が出ていますが、県別にどの程度、幾つあったかという詳しい状況は明らかになっていないということでございます。

久保田委員 そういう症例が山梨県にもたしかあると思います。そういうものを把握してほしい。よろしくをお願いします。

(生活保護について)

もう1点は、生活保護の問題ですけれども、今いろいろテレビ局等で、お笑い漫才師のお母さんが生活保護を受けていたというようなことも出ております。戦後すぐの209万人に今年度は並ぶぐらいで、今年度の予算は国でも3兆7,000億と、もうお金も足りないということを言っています。

推測ですけれども、その中で不正をする人が4%ぐらいいるんじゃないかなと言われてます。そこで、市町村が審査すると思うので、わかる範囲で説明をお願いしますんですけども、今、山梨県には受給者は何人いるのですか。

宮沢児童家庭課長 平成23年度の実績といたしますか、現在でございますけれども、山梨県では4,606世帯、人数にいたしますと5,835人。月ごとに多少上下いたしますけれども、直近では5,835人となっています。

久保田委員 5,835人ということですが、5年前からどのぐらいふえているのですか。

宮沢児童家庭課長 5年前までちょっとさかのぼれません。昨年と比較いたしますと460人ほどふえております。

久保田委員 1年で400人ふえたということですが、生活保護の審査状況、また今後は市町村にどのような審査をしていくのか、指導するのかお伺いします。

宮沢児童家庭課長 審査につきましては、現在、税と社会保障の一体改革の中で改正法律も衆議院を通過しているところでございますが、今のところまだ具体的な改正の手立が明らかになっておりません。これまでのところによりますと、面談の上、生活の実態の把握、あるいは資産の状況、預貯金の状況、あるいは労働できるのか、働けるのかどうか、健康チェックもしたり、医療機関での審査、こういったことを行いまして、真にすべての資産あるいは能力を使い切っても最低限の生活ができないと判断した場合につきまして生活保護の対象としていくことになっておりますので、当面、今の制度について市町村を指導したいと考えております。

久保田委員 そうやって、市町村の福祉の担当課には指導を徹底していただきたいなと思います。なぜならば、生活保護のほうが国民年金の額より高いと聞いているからです。いかがでしょうか。

宮沢児童家庭課長 委員から問い合わせがございまして実は調べましたところ、モデルケースではございますけれども、国民年金につきまして、平成24年はちょっと下がったんですが、満額をもらった場合6万5,000円程度のようにございます。生活保護費

でございますけれども、級地が6つほど分かれています、甲府市で生活保護を受ける単身の老人の場合、大体9万9,000円ということで、委員がおっしゃるように、生活保護費のほうが高額になっている状況ではあります。いわゆる基本的な生活保護費、最低限の生活保護費でございます。

久保田委員 県としても、お金だけやればよいという問題ではなく、市町村の担当官を指導すべきではないかなと思いますが、いかがですか。

宮沢児童家庭課長 市の生活保護ケースワーカー等につきましては、研修等を通じまして、指導方針を伝えるなり、技術的な支援を毎年度行っております。また、国の研修機関にも派遣をしていただきまして、十分、制度の理解、それから、支援方法等を研修させていただいておりますので、今後とも厳格な審査及び法の執行といたしますか、制度の執行を市に求めていきたいと考えております。

(特別養護老人ホームの整備について)

保延委員 今年度、特養の老人ホームの計画があるということをお聞きしました。今、本当に高齢者がそういった施設へ入りたくても入れないというような状況であります。今まで、何年か前は広域的な特養も設置をしてきたわけですが、ここ数年は地域密着型の小規模の施設ということです。いずれにしても、あと五、六年すれば、我々の世代、団塊の世代がそういった施設へも入っていかなければならないというような状況であります。そういったことで、今年そういう新しい施設を設置していくということで、いいことではございますけれども、どの辺へ設置をして、どのくらいの規模で、そしてまた何カ所ぐらい今後そういった計画があるのか、その辺をかいつまって回答をお願いします。

布施長寿社会課長 今回の広域の整備につきましては、本会議でも御答弁をさせていただく機会がございました。委員御承知のとおり、介護保険事業計画の今年度からの新しい計画づくりは24年、25年、26年の3年間になりますが、各市町村で保険者としての計画づくりを行い、その取りまとめと県の方針を示す健康長寿やまなしプランづくりを昨年度末までに終えたところでございます。

その中で、施設整備につきましては、委員御指摘のように、平成18年からは、住みなれた地域でお年寄りの方に過ごしていただきたいという考え方の中で、地域密着型サービスを進めてきたところでございます。その方針につきましては、18年以降の3期計画、4期計画、また今回の5期計画におきましても、基本線は同様に考えておりまして、市町村にもそういう御理解をいただいております。

今回、計画する上で、特養には依然多くの待機者がいらっしゃるということで、地域密着のホームの計画につきましても、その地域の必要量を市町村で十分に検討する中で、ここ3年間で427床の特養の計画を盛っているところであります。そういう中でございますが、これに加えて、市町村におきまして、現場で在宅のサービス等を図って支援をしていく場合におきましても、なお入所が必要な要介護高齢者が多数見込まれる中北圏域の市町村から、広域の整備についての要望があったところであります。

そこで、県といたしましても、圏域でこれまでの地域密着とか在宅サービス、それ以上の努力もいただくということをお示しする中で、広域を整備していくという方向を決めたところであります。具体的な計画とすれば、26年度に広域の計画を計上させていただいております。市町村での地域密着が順次計画されております。それを受けて、26年度でその計画を達成していきたいと。それから、規模的には、80床を検討しているところでございます。それから、場所につきましては、中北

圏域でございますけれども、市町村の介護保険事業計画、それぞれの地域の実情で定めたものがございますので、それとの整合を図りながら検討をさせていただきたいというところでございます。

それから、箇所数でございますが、基本的に地域密着で進めていくという中で、今回、特例といいますか、例外的に支援をさせていただいて、待機者の解消を図っていこうということでございますので、現在、それ以外のところについての計画等はございません。

保延委員

そうすると、26年度までに特養は80床ふえるということで、その後がまた3年計画で立っていくと思うんですけども、今、この3年間の計画を見ていると、ほとんど特養だけがふえて、ほかのものが減っているところがあるんですね。減るようなところは施設をおしまいしているという現状もあるわけですか。例えば特養の富士東部、これは702人いますね。それが26年度は683に逆にマイナスになっている。これはどういう意味ですか。

布施長寿社会課長

ここはプランの中の41ページかと思っておりますけれども、総体の数字で、一番下の※印の注意書きをお読みいただきたいと思っております。一部ユニット型介護老人福祉施設、一部ユニット型の特養の経過措置がございまして、ユニットでつけておいたところについては、下の5段目のところにありますが、26年には地域密着型介護老人福祉施設のほうに仕組みとして数に移ります。今へこんだところにつきましては単純に下のほうに数に移行しています。そういう意味では変わっていません。

保延委員

いずれにしても、本当にそういう入居者が多いということが現状であります。とにかく予算の関係とかそれはいろいろあると思っておりますけれども、ぜひその辺を、何とか施設を増築してくような態勢で臨んでいただきたいと思っております。

布施長寿社会課長

現場を持っておられます各保険者に地域の実情をよく勘案していただき、また検討して支援をさせていただけるところについては十分な検討を進めていきたいと思っております。

(中央病院における膠原病専門医について)

仁ノ平委員

今年の4月ごろからでしょうか、膠原病の患者さんたちから、これまでは中央病院に膠原病専門の先生がいらしたけれど、今年の6月か7月ごろ、まさに今なんですすが、その先生がいなくなってしまうんだと。私たちはずっとその先生の治療を受けて、いい先生だと思っているのに、先生がいなくなるって本当ですかという訴えをたびたび耳にしてきました。まずそのことの実事確認をしたいのですが、どうなんでしょうか。

田中医務課長

膠原病、いわゆるリウマチといいますか、そういったものについて、中央病院に専門医がいました。それで、現在診療を行っていたところですが、今年6月末までに中央病院を退職するというところで、それに向けて順次、患者さんをほかの病院に紹介するなどしているという状況でございます。

仁ノ平委員

ほかの病院に患者さんを紹介しているとの対応を既になされているようですが、その患者さんたちの訴えを聞くと、甲府市内に2つ開業医があると。だけど、そこでは入院ができないんだと。私たちは症状がひどくなると、中央病院に入院をして治療を受ける。そういうことができなくなる不安、これまでかかっていた先生が中央病院にいなくなる不安を口々に訴えられていました。患者さんへの対応は少々な

さっていただいているようですが、中央病院にそういう先生がいらっしゃらないというのは大きな問題だと思います。今後の対応についてお伺いしたい。

田中医務課長 今後の対応でございますけれども、今、本当に重症の患者さんについては、中央病院で引き続き入院をしていただいているという状況です。それで、その他の患者さんは、ほかの病院に転院なり、クリニックの紹介なりをしている状況です。やはり専門医がいないというのは非常に御不便をおかけしますので、お医者さんの募集は、ホームページなりにアップして待っていてもなかなか来てくれるものではありませんので、院長以下、人づてなりそういったものを頼って、今、鋭意努力中、探す努力をしているところでございます。

仁ノ平委員 患者さんへの対応など応急処置をしていただいて、努力もされているようですが、今後の採用見込みはいかがですか。

田中医務課長 7月1日から専門医がいないという状況に陥りますけれども、そこで全く切れ目なく採用というのは現状では難しいと思っております。ただ、今申し上げましたように、院長以下、人づてを頼って、今、探している途中でございますので、そこは努力をしているという最中でございます。

仁ノ平委員 今日29日だから、あさってからいなくなるということで、特段の御努力をぜひどうぞよろしく願いいたします。

(子宮頸がん予防ワクチン接種について)

次に、先ほどの久保田委員の子宮頸がんの予防ワクチンの最後の質問に、課長は「はい」とお答えになったんですが、山梨県のワクチン接種後の失神した人の数を県でもつかんでくれと委員は質問したんです。課長はイエスとおっしゃったんですが、できるんですか。

大澤健康増進課長 先ほど述べたところですが、子宮頸がん予防ワクチンは、予防接種法に基づく法定の定期接種以外ということでありまして、そのため、今、医療機関から直接、迅速にということにして、国で集計されているというところでもあります。これが予防接種法に基づく定期接種になりますと、こういう有害事象等副反応につきましては、医療機関から市町村、保健所、県というようなルートに乗ってきます。今、国の審議会におきましても、子宮頸がん予防ワクチン等のワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種だということを含めて早急に検討されておりますので、そういった動きを見ていければと思っております。

仁ノ平委員 ということは、今の制度上ではできないということですよ。国がオールジャパンの数字を把握しているわけで、県独自ではできない制度に今はなっているということですよ。その理解でよろしいですか。

大澤健康増進課長 予防接種法に基づく定期接種ではございませんので、今、委員御指摘のように、このHPVワクチンについては、医療機関から直接、厚生労働省が集計ということで、きのうの時点で国に照会したところ、オールジャパンで集計をして、県別のデータはまだ出ていないということでございました。今後、県別のデータが示されるかどうか等については、国の動きを見ていければと思っております。

仁ノ平委員 ちょっと正確な数字はわからないのですが、最近の読売新聞に数字が出ました。

1,000とは言わないけれども、全国で500とか600、700、注射接種後に女子が失神しています。私は当初からそれを心配していて、すごく痛い注射なんです。打った後、失神して、打ちどころが悪ければ、外傷とかを受けるわけで、全国で700あれば、山梨県は7ぐらいかなと想像します。制度上難しいだろうけれども、山梨県の実態の把握と、やっぱりそういうこともあるんだという周知、ワクチンのメリットに加えて、そういうこともあるから注意して打ってくださいというPRによって、失神するかもしれないから、親御さんが注射するときに支えているとか、情報が伝わればそういうことも配慮するでしょう。数字の把握とともに、そういう周知も同時に必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

大澤健康増進課長 委員御指摘のとおりです。安全にワクチンを接種していただきますように、失神による転倒防止といったような措置も国の資料等に明記されておりまして、対象者あるいはその保護者さん、医療機関におきましても、実施主体の市町村を通じ周知を行っているということで、接種後30分はクリニック等で安静にさせていただくというような形で周知をしております。また、県主催の講習会等を定期的開催させていただいておりまして、その場においても周知をしているところで、今後も引き続き周知してまいります。

仁ノ平委員 よろしくお願ひします。

(里親制度について)

別件ですが、直近の里親委託率が知りたいのですが、お願ひします。

宮沢児童家庭課長 昨年でございますが、里親委託率というのは、全体の児童養護の措置児童に対する里親、もう1つ、ファミリーホームという、家庭的な雰囲気の中で育てられるということで、里親とファミリーホームを合わせた率は29.4%でございます。

仁ノ平委員 急に数字が高くなってうれしく思うんですが、別に何年でもいいんですけれども、直近だけじゃなくて、ここ数年あるいは5年ぐらいのスパンでの数字の変化はわかりますか。

宮沢児童家庭課長 5年前が20.7%でございます。

仁ノ平委員 今お答えになった20.7%でも全国の中で悪いほうではないということで、今回29.7%と、とても上昇した要因はどの辺にあると分析されていますか。

宮沢児童家庭課長 平成21年度から里親委託推進員を児童相談所に設置いたしまして、非常勤職員でございますけれども、里親委託推進員の方が、ベストマッチングといいますか、いろいろなケースの中から一番いい里親さんを探して、子供に合った里親に委託をしているということが非常に大きいのかなと考えております。県でもいろいろな機会を通じまして、里親になりませんかというようなパンフレット等を配布する中で、また民生児童委員の方にも里親について地域でのPRをしていただくというような活動も実ってきて、里親の委託率が高まってきたのかなと考えております。

仁ノ平委員 そういう御努力があったんですね。ところで、半年ぐらい前か、もうちょっと前だったか、新聞で小さな記事でしたが、里親だけではなくて、社会的養護が必要な子供について、国が新たな方針というか、施設と里親とだったか、何か随分、里親の率を高めようという方針を出されたような記事を見ました。できるのかなとすご

く心配になってその記事を読んだのですが、今後出されるであろう国の方針について教えていただけますか。

宮沢児童家庭課長 昨年の7月ですか、国で社会的養護の将来像というプランを出しました。その中では、将来像ですからちょっと先なんですけど、十数年先では、県内では40人定員というものがほぼ占めていますけれども、そういった児童養護施設本体、それから、少し小さな、五、六人を対象としたグループホーム、それから、委員がおっしゃった里親と、この3つのパターンをおおむね3分の1ずつ、いわゆる小規模化していこうというのが国の将来像の考え方でございます。

仁ノ平委員 昨年7月だったんですね。それで、3分の1ずつということで、里親は33%目標。全国的にはかなり厳しい県のほうが多いんじゃないかと思いますが、本県の場合、もう29%で30%に迫る勢いで、かなり好成绩です。御努力されているということであれしく思います。

ですが、個人情報にもなるので気をつけますが、実際、里親をしている方を見ますと、例えば宮沢課長のように、仕事で里親に触れてその大切さを知り、退職後、里親になろうとか、山梨県の児童相談所の所長を務められてその大切さを思われて、退職後されるとか、あるいは宗教的見地から、お寺の方や宗教の方々が複数で子供を預かって大変な御努力をしているんですが、この数字の高まりの要因は、そういう公の人たち、よくよく理解した人たちが努力しているがゆえに上がっている数字とも私は受けとめています。

これからは、そもそも里親って何だ、社会的養護の必要な子って何だという理解をもっと県民に広めて、県民全体で社会的養護の必要な子を養育していく、そのような中に里親を位置づけていく必要があると常々思っています。そうした意味で、公の人たちではなく、一般の県民に里親を理解していただく努力がもっと必要と考えますが、最後にそれを伺いたいと思います。

宮沢児童家庭課長 先ほど申し上げましたとおり、広報等につきましては、パンフレット、リーフレットを配布するなど、あるいは民生委員の方に地域でのPRをお願いするというをやっております。ただ、委員おっしゃるように、もっと一般県民に周知が必要ではないかということで、10月に里親を求める運動月間がございます。こういった強調月間等も活用しながら、地域地域においてPRできるような方策をもう少し具体的に考えていければと考えておりますので、検討していきたいと思っております。

(いのちの電話について)

白井委員 先ほど自殺のことでお話がありました。まずもってありがたいと思うんですけど、いのちの電話というのが一生懸命頑張っている。それに対して、県は何年前からどのぐらいの助成をしているんですか。

篠原障害福祉課長 全国に52のいのちの電話がございます。山梨にも1局ございます。県ではこれまで、いのちの電話の相談に任ずる方、相談員の方を養成するのにお金がかかります。それで、養成経費といたしまして年間70万円を補助金として支援をしています。

白井委員 いつからですか。

篠原障害福祉課長 申しわけございません。手元に資料がございません。後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

白井委員　　いやいや、そんなことは資料がどうのという問題じゃないよ。例えば3年前とか、5年前だとか、去年からだとか、知識として持つておかないとおかしいと思うよ。今、金額は80万円と言いましたか、70万円と言いましたか。

篠原障害福祉課長　70万円です。

白井委員　　70万円？　要するに、相談員という人を養成することが効果を上げることだと、これは当然のことなんですけど、山梨でももう相当以前から大澤先生という方が中心になってこの組織でもってやっています。相談員の養成のための経費を助成するという以外に、行政として、いのちの電話という奉仕団体の懸命の努力に対して携えて何かする方法というのはないのですか。あるいは、今現実にやっていることはあるのですか。

篠原障害福祉課長　これ以外にも、自殺を予防するための全国統一のこころの健康の電話相談があります。ただし、これは日中だけでございます。それで、夜間の部分につきまして、いのちの電話のほうに切りかえができるような仕組みを導入いたしまして、その部分の対応をいのちの電話にお願いをしております。基本的には、いのちの電話の固有の業務と、効率化を図れるような観点から、そのような対応をさせていただいております。

白井委員　　ぜひ汚名返上するためにも、あるいはまた、現実に自殺の要因というのは、長期的な経済の低迷なんかが現状では一番多いのかなと。原因は、多くを占めているのが経済的な理由なんかも強いんじゃないかなと思うんだけど、実は私のいところが全国組織の東京の本部にいるんだけど、それで、たまにですけれども、いろいろな話は聞いているんです。行政でも、そうやっていろいろな連携をしたサポートをしているみたいですよ。ですから、そんなことはいろいろな行政に尋ねればわかるし。山梨県のトップの大澤先生という方も、たしか、今、ボランティア協会の会長もしているんじゃないかね。それで、大変忙しい方で、奉仕活動へ専念なさっている人なんだけども、あんまり多く愚痴を言ったり、要求したりというふうなお方じゃないと思います。

私が調べたようなところは、あなた方は直ちに調べられるわけだ。私はいのちの電話に関して言っているんですよ。いのちの電話を活用、利用しながら、あるいは今、電話の転送もやっていると。転送に対する何かサポートはしていないのですか。あくまでも相談員の養成に対する70万円だけですか。電話の転送、あれはいのちの電話のほうでは24時間やっているのですか。

例えばその電話を県に来たものを転送する、それに対して県は何らかの助成をしているのかどうか。ぜひ全国の様子なんかも、ほとんどそんな特別の妙案なんかないかもしれないけれども、ぜひひとつよく調べて、遺漏のない対応ができるようにしてほしいなど、それを強く要望しておきます。

篠原障害福祉課長　夜間の電話の対応につきましては、委託事業ということでやっております。なお、山梨県のいのちの電話につきましては22時まで、午後10時までの対応となっております。

白井委員　　だから、電話の転送をすることに対する経済的、財政的なサポートはしているのかお尋ねします。

篠原障害福祉課長 必要な経費を委託料ということで県が支出しております。

臼井委員 必要な経費ということは、別に支出しているということなのか、どのぐらい支出しているのか。件数に応じてとか、幾らだということを決めてやっているのか、教えてください。

篠原障害福祉課長 23年度に関しては138万1,000円の支出をしております。

臼井委員 130万円って結構多い金額だけれども、それは相談員の養成に対する70万円も入れてですか。

篠原障害福祉課長 相談員の研修の補助金の70万円以外に、この電話相談の時間外相談分といたしまして138万1,000円をいのちの電話に支出しております。

臼井委員 どういうサポートをしているのか、全国ではどうなのかと、そういうことも調べたほうがいと指摘をしました。答弁は要らないが、質問に対して適切に答えてもらいたい。

(休 憩)

※山梨県周産期（産科）医療研究検討協議会提言

討論

前島委員 今、望月会長から、議会の有志の皆さんによって検討会を立ち上げていただいて、当面する周産期の問題について大変な努力をいただいていることについては、まず敬意を表させていただきたいと思っています。そして、私たちの委員会にその内容をこうして書面をいただいたわけでございます。

御承知のように、検討委員会の設置につきましては、1つは議長が設置をする側、いわゆる発案者である場合、あるいはまた有志でつくるという2つの方向があって、そして、今回、望月会長のこのいわゆる検討会は、有志の皆さんによって設置をされた。この設置の有志のメンバーは3会派という形の中で構成をされたということでもあります。

御承知のように、本議会の中にありましてはたくさんの会派が存在をしているわけでございます。そして、いずれにいたしましても、これが議会の提言となっていくためには、教育厚生在所轄の委員会にお諮りをいただいたということを通じて、各会派代表者会議から本会議というようなことを含めて、皆様方の提案者の有志の方々の検討会が具体化をしていく、そういう運びになっていくと思います。

そういう点で、充実した内容だと思いますが、ぜひ本委員会で継続的に審査をさせていただきながら、次の議会に向かって、できるだけ大勢の方々が理解をする。例えば私どもの明全会の場合は、だれも有志の検討会のメンバーに入っていないので、情報をいただくということがあまりなかったんです。今、初めて望月会長からお話をいただきまして、大変傾聴に値する内容だと思っています。

どうかそういう点でいい提言になりますように、そういうふうにお運びをいただきたい。継続審議をお願いして、次回の議会等を目途にぜひひとつよろしく御審議をいただく道筋を実現いたすようお願いしたいと思っています。

望月委員

ただいまの御意見の中で3会派ということでありましたけれども、諸派の桜本さん、山田さんが入っていただいています。そして、改選後早急に、周産期の問題は大変重要な問題ということで有志が集まりまして、数少なかったんですけども、それで、公式に働きかけをしたのかどうかということにはちょっとわかりません。ただ、勉強している中で、7月になって固まっていったという形の中での今回の検討協議会なんです。

そういう中で、先ほどおっしゃられたように、本会議に上げるということは考えてはおりません。意見書じゃないんですから。ただ、所轄の委員会ですから、委員会の中で承認をいただければ、それを知事のほうへ提出したいと。要望書でありまして、意見書ではありませんから、そんな形の中でお取り計らいをいただきたい、こんなふうに思っております。

なお、この協議会は7回開催しまして、その中で、第6回目を5月31日にしました。そして、提言書を確認していただきました。そして、変更事項が幾つかありまして、その変更をいたすと同時に、委員の皆さんには、何かありましたら御意見をいただきたいと、6月15日までこういうことで受け付けをしておりました。その折には何もありませんでした。さらに、6月21日、第7回目の協議会を開きまして、そこでこの提言書を確認いたしまして、そして、常任委員会にお諮りし、それを知事に提出したいと、これが委員会の確認事項であります。そういう経過がありますので、ぜひこの委員会で取り上げていただきたいという思いであります。

前島委員

先ほども言いましたけれども、そのことについては私たちも、皆さんが検討されたという検討内容に対して、敬意を表したわけです。ただ、この委員会できょう初めてこういうものをいただきまして、それで、私どももこの内容を十分検討させていただきながら、皆さん方のそういう努力をお立てしながら、委員会としての対応に懸命に御協力させていただけるような運びをつけていきたいということで、今、私は進め方の発言をさせていただいているわけでありまして、その点を御理解いただいて、ぜひさっきのような提案のやり方で、ちょっと間をおいていただきながら、休会中の継続審査案件としていただきながらお願いできればということでございます。

望月委員

先ほど前島委員のほうから、こういった提言または要望は、議長発案、そういう会議、または有志の議員でできるというお話がありましたが、私は会長という立場で、6回、7回の協議会、それから役員会の中で、常任委員会にお諮りし、そして、知事に提出するんだという確認をとってここに臨んでいるわけでありまして。一応、一定の方向性だけつけていただいて、それでまた、その方向性について、役員会、また再度、この検討委員会を招集するということになればそれは別ですけども、あくまでここで常任委員会の方向性を示していただきたいと、そんなふうをお願い申し上げます。

仁ノ平委員

もし一定の方向性をつけるのであれば、この内容をいいか悪いか、個人として判断しなければいけません。ところが、今、配付されたばかりで、この中身は何が書かれているのかということは、申しわけないけれども、不勉強ながら、私は判断ができないのです。だから、一定の場で方向性をつけるとおっしゃるのであれば、今ここで中身についてもう少し理解を深めるべく、先ほど委員長は、中身について御意見ありますかと言って始められたんですから、中身について御質問をさせていただくということになりますが、いかがですか。

望月委員

それ、いいですね。私が一定の予算づけとかそういったものはできませんけれど

も、我々がやってきた経過の中で、経過報告というようなことは私もお答えできません。

仁ノ平委員 一問一答の形で、この検討協議会の望月会長に御質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

望月委員 はい。

仁ノ平委員 まず、中身に入る前に、前島委員が触れられたのと重なるのですが、冒頭書かれている、この検討協議会というのは、私は全くわからないので素朴に伺うのですが、どういう会なのでしょう。どういう会で、どういう方々で構成されているのかわかりません。

望月委員 先ほどちょっと話をしましたけれども、これは当初、改選後すぐ、新しいプレハブの議員控室になりましたよね。そこで、産科の問題、周産期の問題は、やはり少子化対策からいろいろ大きな影響力があるということで、興味を持っている人たちが何人か集まりました。その中で何回か勉強している間に7月になりまして、それでは、検討協議会という形できちんとした勉強会を始めようということです。当初は私ども何人かだったんですけども、それが会派に全部広がりまして、17名。そして、フォーラム未来の方が何人かいましたけれども、それも広がった。そして、当時諸派の山田議員が来られまして、それで、その後、桜本議員が入ったという中で順次広がったという形です。そして、人数は27名。

(休 憩)

仁ノ平委員 いろいろ伺いたいことはあるんですが、実は考えてみれば、執行部でも本定例議会で審査する案件については、2週間前から我々に説明くださるわけです。きょう出てきて判断しろと言われても、とてもその技量はないですし、どうか勉強の時間をくださいというのが本当に率直な気持ちなんですが、委員長、そのようにお取り計らいしていただけないか。

土橋委員長 望月周産期医療検討協議会会長として、今の件ですけれども、どうでしょうか。

望月委員 6月をめどにやってきたものですから、私の意向じゃなくて、これは検討協議会の意向で決定されたことですから、やっぱりそれでやっていただきたい。

仁ノ平委員 判断できない。

望月委員 だから、それは判断つかなかつたらいいですよ。仕方ないじゃないですか。だけど、判断をしてもらいたいと言っても、判断つかないと仕方ないですよ。

仁ノ平委員 だって、お考えになればわかるでしょう。もし逆の立場で、ポツと出てきて、これ、さっと決めてくださいと言われて、わからないと言うのが誠実な対応だと思うので、それに尽きます。

望月委員 立場を変えるということであれば、私がもしわからなければ、またはそれに全然関心がなくて、今まで1回もその勉強もしたことがないということになれば、「私はこれはわからないから反対です」と私は言います。

仁ノ平委員 検討してくださいというお願いです。

前島委員 午前中、委員会に諮って、内容は要望書というような話をされました。要望なんですか。

望月委員 そうですよ、要望ですから、本会議にかけるわけじゃないんです。27名でやって、27名だけで名前を書いて知事へ持っていってもいいんですけども、それよりも、周産期の関係で協議会へ入って勉強した人もいるし、それから、入らなくても、それに大変関心があって、そういう形の中でそれは賛同できるという方もいるかもしれないし、そういう形の中で、我々、検討協議会の27名の名前で出すんだったら……、もしだめであれば、そういうこともあり得るわけですね。それよりも、一応、所管の委員会にお諮りして御賛同がいただければということです。

前島委員 県議会が執行部に対して提出する場合、要望書とか要請書というのはあり得ないんですよ。それをやったら、県議会の権威が失墜してしまいます。要望とか要請は外郭団体がすることなんです。我々は議決する。我々は意見書を出すんです。我々は提言することです。我々は、要望書なんていうことをやってはいけません。絶対、提言書に仕上げてください。

望月委員 だから、これは提言です。内容は要望なんです。要望事項が入っている提言です。

前島委員 要望はよしたほうがいい。

望月委員 だから、提言です。

前島委員 だから、提言書にして、みんなで合わせて御検討いただきながらやっていったほうがいいでしょう。だから、私は皆さんの御苦労が花開くように、それで、敬意を表している。僕らは経過は全然こだわっていないですから。

望月委員 そういうことであれば、委員会でなかなか、残念だけでも、そういうような形ということになれば、どうするかというと、やっぱり27名の検討協議会の名前を全部入れて、それで、会長という立場の中で知事に提出するしかないですよ。

ただ、そうするよりも、数多くの、県議会という形の中で、それは賛同できるものということであれば、それは決をとってもらって、賛成ならば委員長から出していただきたい。

仁ノ平委員 そのためには時間をください。委員長、時間をください。

桜本副委員長 私もその20数名の一員ですが、その27名の総意で、何回かテーマを決めながらやってきまして、県外にも行ってまいりました。その27人の総意として、この協議会の望月会長が委員会に諮ってもらいたいということで持ち上がってきたものであります。ぜひこの委員会として提出するか提出しないか採決していただいたほうが、27人の総意をくむ話でありますので、ぜひ委員長、そのようにしていただければと思います。

臼井委員 この手のものは採決するなんていうことの性格じゃないと思うよ。採決するなんていうような性格じゃない。私も昨今、望月委員から二、三回このことを聞いて、

プロセスにはいろいろな問題があろうかと思うけれども、個人的には彼の話に対して誠意があったから、今後はこういうことは注意しなければいけないよという話で了解したんだけど、委員会で賛否を問うとか何とかという性格のものではない。これは事務局の見解も必要だと思うけれども。

久保田委員 先輩議員はそういうことだから、私はまだ県議会議員になって1年足らずですけども、そういう意向であれば、委員会なんか通さなくて、27名で知事なりに上げたらどうでしょうか。

望月委員 では、委員会は取り上げてくれなかったということでもいいんですか。

仁ノ平委員 そんなことじゃない。

久保田委員 委員会で採決するって、それがおかしいと言うんだから。

前島委員 そうそう、採決しないで、今のような任意でやることについては我々も口を挟むことじゃない。委員会でやっぱり審議をするというのは、それをやっぱりいいものにして、それでやっぱり全体のものになさったほうがいいということでありまして、助言をさせていただいた。

(休 憩)

望月委員 急遽、幹事4名と役員5人で、話し合いをいたしました。そして、当初お願いしたとおりで採決をとってもらいたい。それで、採決で結果を受けた後に、有志の面々で知事に提出したいということに決まりましたので、よろしく願いいたします。

土橋委員長 それでは、提言の内容について了承することに異議ありませんか。

前島委員 何もわかりませんから。

仁ノ平委員 了承しません。

白井委員 どういうこと？ 採決をする？ 賛否を問うということ？

土橋委員長 このまま、委員会として知事のほうに提言を出すか出さないかという要請がありました。

白井委員 だから、知事のほうに要請するのは、悪いことじゃなければこれは当然。私もさっきも言ったように、二、三回話を聞いて、決して悪いことじゃない、当然なことだと思うんだけど、それを今、採決をと言ったから、採決をということは賛否をここで決めるということ？

土橋委員長 はい。提言をこのまま委員会として知事のところに提出するのか。

保延委員 委員会としてということは、20何人の署名で知事に持っていくと、そういうことだね。

- 土橋委員長 検討協議会じゃなくて、教育厚生委員会として知事のところへ持っていくということですよ。
- 保延委員 だから、やっぱりこういう話があるから、ただ何でもかんでも採決して強引にそういうものを進めるというのはどうかなと思う。だから、もう少し委員会としての議論をして、それでしないと。
- 臼井委員 委員会として採決をして、今度は27名の名前で提案して提出しますなんていうことは、それはもうあり得ない話だから。委員会で賛否を問うたら、それは委員会の名においてやることだから。委員会を通しました、申し込みは20何名でやりますなんて、それは全くそれはおかしいよ。
- 土橋委員長 提言の内容について了承することに賛成を委員会として出してくれば、委員会として出すということですよ。
- 前島委員 それは出せないから、時間をちょっといただきたい。継続審議にしてほしい。
- 土橋委員長 出せないということですね。
もう一度役員に集まってもらいますか。
- 望月委員 また同じことになりますよ。役員会では、もうお諮りしたんだから、はっきりしてもらって、そして、だめならだめでそれなりのものを出しますからということだからね。今の集まりの中では採決してくれということですから。
- 臼井委員 私はちょっとわからないけれども、この手のものを知事に提出することの賛否を問うということ？
- 土橋委員長 委員会として。
- 臼井委員 だから、委員会として何の賛否を問うの？ これは賛否を問うて、内容を了承とかしないという問題じゃないんじゃないか。ルールや何かをよく学んで言っていることか？
だから、その後の行為に、知事に提出するという行為があると。それは賛否を問うって、イコール委員会の決定でありますよと知事に提出するということだろう？
- 前島委員 今はそういう話ですよ。臼井さんが言っているとおりなんです、その話は。そうでしょう、委員長？
- 臼井委員 内容が悪いなんて思っている人はいないと思うよ。
- 保延委員 内容の問題でごちゃごちゃ言っているんじゃない。
- 望月委員 だけど、内容がまだわからないという方もいますし。
- 前島委員 内容は初めてでだから、ちょっと時間をかけて、次回のところでみんなでいいものに提言したらいいんじゃないかと。だけど、それを議決で、委員会の名で採決をとってやりたいというのなら、やっぱり委員長として、委員会の運営で少し慎重な対応をとっていただきたい。

(休 憩)

土橋委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。審査を継続します。
提言の内容について了承することに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

土橋委員長 異議がありますので、起立による採決いたします。
提言の内容を了承することを賛成する委員の起立を求めます。

(起立少数)

土橋委員長 起立少数であります。よって、提言の内容を了承することについては否決されました。

望月委員 大変残念でありますけれども、いい結果ではないので、今後、役員会、さらに協議会を開催し、検討していきたいと思います。ありがとうございました。

主な質疑等 教育委員会関係

※第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(学校給食推進費について)

桜本副委員長 スポーツ健康課の学校給食推進費についてお伺いいたします。今、説明があつたのですが、食する物の検査であります。それを食べた後の検査ということではなくて、食べる前の検査という形には変えられないのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 食べる前の検査につきましては、現在、1食当たり20品目の食材を使うことになっております。そのうち、今現在行おうとしている検査によりますと、5台の検査機で1カ月に1から2品目しか検査することができないということです。それはなぜかといいますと、食材の納品から調理、提供までの時間が非常に短い。例えば明日出す給食の品目につきましては、2日ぐらい前が最大、通常であれば前日に食材を用意するということになるわけですが、そこで、5台の検査機ですと、すべての食材を検査するのに膨大な検査機が必要だということになってしまいます。予算的に相当膨大な経費がかかるという観点から、これ以上の機械を増加することができないということになりますので、食材を後で、食べたもの1食全部を検査することのほうが効率的であると考えております。

桜本副委員長 それは考え方、発想の違いであって、結局、最初にだめなものを食べた者がアウトになってしまうということにつながりかねない部分だと思います。やはり人間の本質に立ち返った場合、先に安全だという保証があるからこそ、それを安心して食せる。お金がかかるとか、お金がかからないというお話が今ありましたけれども、それでは、具体的にこれこれこういうふうにならざるを得ないという金額に基づくものがあれば、説明してください。高そうだから、低そうだからという考えではなくて、こういう事情によって、これだけ金額の差が出るというような具体的な説明がされればわかることですが、イメージだとかそういったことで説明をされても、こちらとしては納得しかねることもあります。いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 先ほども申しましたように、使っている機械が5台でございます。1台当たり10品目を検査することができます。使用する品目については、1給食当たり20品目だということですので、1施設当たり2台の検査機が必要だということになります。そうしますと、機械だけで1台262万5,000円という金額がかかりますので、それを1施設当たり2台ということになりますと、計算上は1施設で525万円の機械を購入することになるわけです。それは、市町村の財政状況、もしくは私立の幼稚園もございまして、そういうものの中で、525万円という部分については、相当の経費負担になるだろうと考えております。

桜本副委員長 考え方が全く違います。例えばお米であつたら、食べる前に検査できるわけです。食べる前に検査できるものと、今言ったように、台数をふやさなければこれはできないというものはそこでやっぱり線引きする必要があると思います。例えば砂糖、調味料であれば、食べる前でも検査できるし、これは数量的に食べた後では検査できないといった、その線引きを考えたらどうですかということを言っているのですが、いかがですか。

相原スポーツ健康課長 今、例に挙げられました米のケースの場合については、米だけを検査するという場合であれば、全体の総量の中からサンプルを取り出してはかるということになります。それであると1回という検査回数です。しかしながら、給食に使う食材については、キャベツも使えば、魚も使う。先ほど申しましたように、1食当たり20品目ですので、1カ月に20日給食を食べるとして、400品目のうちの1品目から2品目の検査しかできないということなので、いわゆる品目別に検査をしなければならないというところに事前検査の特徴があるというか、そういうふうにししないと、例えば検査で値が検出されたときに、産地を特定することができないということがありますので、品目ごとに検査を行わなくてはならないということになります。例えばキャベツで1回、みそで1回とか、検査回数がふえていきまして、そういうことになります。

桜本副委員長 例えば20品目あったとしても、どれが汚染されているのかということとはまた再度検査し直すわけですよ。だから、それは結局負担になるわけですから、最初にそういったこともあわせ、事前に検査できるものはしておくということです。ですから、それはまざったものでも省くことができるということです。いかがですか。

相原スポーツ健康課長 事前検査につきましては、先ほども申しましたように、すべての食材を検査するということは、要するに、金額的にも、物理的にも、前日に検査するということになると、相当の機械が必要だということになりますので、そういう点からすると無理だということでございます。

ただ、それだとすべての食材をカバーすることができないということですので、今回のモニタリング調査におきましては、食べた後に食べた物をその日1日全部のものをかきまぜまして検査するということになりますので、事後ではあります、すべての食材をカバーできていると考えます。

桜本副委員長 1日前の提供なんていうことは言っておりません。1カ月の学校給食の献立ができていますから、ある程度、事前にチェックできるもの、できないもの等も調べながらやってください。

(実践的防災教育推進事業費について)

保延委員 義務教育課の実践的防災教育推進費ということで430万円を予算計上しています。緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練を実施するということですが、どこの学校に設置をするのかお伺いいたします。

渡井義務教育課長 甲府市内の小学校で1校、中学校に1校、それから、市川三郷町内の小学校で1校、中学校で1校、それから、道志村内の小学校で1校、中学校で1校、身延町内の高等学校2校、それから、富士河口湖町内の高等学校1校、それから、大月市内の特別支援学校1校の計10校に緊急地震速報受信システムを設置する予定であります。

保延委員 どういう理由でその学校に設置を決めましたか。

渡井義務教育課長 県のほうでは3つのパターンで考えております。1つは峡南地域を考えました。これは今後30年以内の発生確率が88%と予想されている東海地震による想定震度が強い地域ということです。次は富士東部地域ということで考えました。これは南関東直下プレート境界型地震、これが想定されるということと、富士山噴火対

策も含めて必要であると考えました。それから、もう1つは甲府地域ですが、これは都市部での交通機関の麻痺とか、帰宅困難者等の混乱が予想される地域ということで、この3つの地域から学校を選定して設置しております。

保延委員 一応その学校を指定したということではありますが、具体的な避難訓練の実施方法はどのような方法でやられるのですか。

渡井義務教育課長 避難訓練につきましては、設置した緊急地震速報システム、これを実際に鳴らすということをして、授業時間などにとらわれなくて、休み時間や給食時間なども含めた形で、より実践的な実態に即した訓練を行うことになると思います。

保延委員 緊急地震速報受信システムはお金がかかるとは思いますけれども、設置にかかわる経費は大体どのぐらいかかるのですか。

渡井義務教育課長 1台約35万円の設備を想定しております。

保延委員 大分高額になるようではございますけれども、これはどういう理由でこんなに高額になるのですか。

渡井義務教育課長 今想定している設置システムですけれども、これは地震発生を警告するだけではなくて、揺れが到達するまでおよそどのくらいかかるかという時間を警告するようなシステムになります。そうすると、ちょっと高度なシステムになる関係で値段が上がっているということと、なおかつ、それを校内放送のシステムと連動させて、校内全体に警報が行くようなシステムを考えると、先ほど申し上げたような金額になるということです。

保延委員 そうすると、1台35万円で、10台で350万円だから、430万円の予算のほとんどがこのシステムにかかってくるということですか。

渡井義務教育課長 そういうことになりまして、このシステムに一番お金がかかるということなんです。その他のお金につきましては、また違う方面で使っていくということになります。

保延委員 でも、違う方面で使うといっても、残りの予算は80万円しかない。それで、それ以外の避難訓練の経費とかそういったものは出るのですか。

渡井義務教育課長 そのほか今想定しておりますのは、防災アドバイザーを選任しまして、その指導助言を受けたり、あとは、災害時のボランティア活動を経験した人からお話を聞くというようなことで使う予定でおります。

保延委員 その防災アドバイザーはどういった人をお願いしていくのですか。

渡井義務教育課長 今現在、防災アドバイザーには大学の教授など外部の有識者をお願いしようと考えております。

保延委員 大学の教授とか学者とかということもありますけれども、日本でも阪神大震災、東日本大震災が起きていますから、実際に被災した方をアドバイザーとして実質的な訓練をしなければ、ただ訓練をやっただけで、いざ震災が来たときに役に立たないというようなことでしたら無駄になると思うんです。その辺はどうでしょうか。

渡井義務教育課長 今回の委員のお話も参考にしながら、防災ボランティアで実際に活動した、そういう面での方はお話を聞くような機会もありますので、総合的に考えて、よりよい方を選定していきたいと思います。

保延委員 いずれにしてもこういう訓練をするんですから、本当に地震が来たときに実際に役立つ訓練でなければ、意味がありません。東日本大震災でもそういった事例がありまして、いいアドバイスをしてもらったところは、津波の被害から助かっているところもあるんです。ところが、やっぱりおごなりの災害訓練でしたら、大きい被害が出ます。ですから、そういうことをよく吟味しながら、取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、この実験校10校がこういった訓練に取り組んで、成果を県内全域の学校に普及したり、周知していかなければなりませんけれども、そういったことはどのように考えていますか。

渡井義務教育課長 年度末に各学校で取り組んだ、1年間の成果の発表会を考えております。これには県内すべての学校を対象に開催するというような計画を立てております。そのことによって、当事業の成果を各学校に普及していきたいと思っております。

※第84号 指定管理者の指定の件

質疑

桜本副委員長 資料3の2ページ、①の収支計画のところですか。この辺、管理運営委託ということで、県からの管理委託というような金額でさほど変わっていないところではありますが、例えば駐車場、イベントスペースの貸し出しとか、これは4対1ぐらいの差がある。そして、実際、私どもも拝見させていただきましたが、カフェの利用収入について、一方が2,191万円、もう一方は390万円で、落ちたほうは非常に収入を押さえた考え方になっている。一方、とったほうは非常に過大というか、大きく収入を見込んでいるということについて、県ではどのように受けとめているのか、考えをお聞かせください。

渡辺新図書館建設室長 まず山梨総合管財事業協同組合の駐車場の利用料金収入は、詳細なところは私ども聞いてはおりませんが、数%というような利用率で積算をされておりますので、ちょっと少な目に見込んでいるのかなと考えております。一方で、山梨文化会館グループの駐車場収入、これは1年にならしますと約1,500万円程度でございます。私どもも、机上でありますけれども、積算をいたしました。それより若干低い額ではございますが、私どももおおむねこのぐらいの額は駐車場の収入として入ってくるのではないかと考えております。

それから、カフェにつきましては、これも山梨総合管財事業協同組合のほうでカフェ、コピーサービスをどんなふうな積算をされたのかというのはこれは承知してはおりませんが、5年間で390万円とちょっと少ない数字なのかなという感想を持っています。それから、山梨文化会館のほうのカフェは、コピーサービスは徹々たるものでございますが、カフェで2,100万円で、これももうちょっといいのかなと思います。私どもの考え方、腹づもりよりもちょっと少ないかなという状況でございます。

桜本副委員長 続いて、支出の部分です。まず、人件費が5,000万円ほど差があります。そういった関係の中で、上の管理費と運営費の部分の収入を見込みながら、一方では管理事業費の部分でも約5,000万円違うということで、ここの支出のほうの2つを見ても、やはり考え方が違う。どういう収入支出を組み立てるかによって、その中身で見込み額が多ければ、それだけ人の確保だとか、あるいはイベントの拡大などができるわけですが、果たしてうのみにできる数字なのかどうかということも含めて、この辺の5,000万円ずつの差をどのように判断していますか。

渡辺新図書館建設室長 まず人の配置につきまして、次の3ページの実施体制表のところ、この部門に正規職員何人、非常勤職員何人というふうな整理を比較したものがございませぬ。それによりますと、やはり山梨文化会館グループのほうが正規職員が多いというところで、人件費としても山梨文化会館のほうがそれだけ高くなってしまいうことだと思ひます。

うのみにできるのかということなんですけれども、候補者の選定をした後、仮協定書を締結させていただいております。これは本当に仮の協定ということなんですけれども、その協定を結ぶに当たって、指定管理者と私どもとの間で詳細な協議を行いました。そこで、この実施体制表につきましても、提案のと通りの職員数で行うということで、確認をしております。それは今後、議会の議決をいただいた後、基本協定書を締結するわけなんですけれども、その際においても確認していきたいと思っております。

桜本副委員長 ここにも大きく、YBS各社の全面支援というようなことが書かれております。YBSグループというと、本当に山梨県を代表する、例えば出版でも、広告でも、放送でも、旅行でも、それぞれそういったインセンティブを持ちながら、どの業種においてもトップグループに位置する会社でございます。こういった会社がここの指定管理を受けたということで、先ほど申しましたように、地の利もある。道を挟んで隣が本社機能を持っているということですが、例えば膨大な赤字が出た、膨大な黒字が出たという場合、4年5カ月後に次の指定管理をするときに、再契約についてどのような見解をお持ちになっているのか、今の時点の考え方を聞かせてください。

渡辺新図書館建設室長 まず、膨大な赤字、黒字ということでございませぬけれども、利用料金制を採用しておりますので、まず業務を行うに当たって必要なものがあれば、経費削減があるとしても、支出はおおむねこの事業費で出ていくものだろうと思ひます。膨大な赤字、黒字の要因は収入の部分だと思ひます。そこのところにつきましては、利用料金制を採用しておりますので、当初の提案しました額で収入を見込んで、それよりも少なかった、赤字になってしまったと。そこで県が補てんするということはございませぬ。逆に大幅に見込みよりも収入が上がって黒字になったと、県に返せといったこともございませぬ。そういった利用料金制を採用しております。ただし、例えば法改正とか税制改正とか、何か今現在想定していないものがあつた場合に、それは両方で協議するということになっております。

それから、4年5カ月後の次の指定期間のときにどうなるかということなんですけれども、これは今回と同じような公募で改めてゼロから募集をするということでございませぬ。その中で、もし山梨文化会館グループが再度応募してきた場合、応募者の1つとして選考するということございませぬ。

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※請願第24-5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見 (「採択」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-18号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(かえで支援学校分教室について)

仁ノ平委員 まず初めに、先日、県内調査でかえで支援学校の分教室、本校を見せていただきました。その折、御記憶かどうかわかりませんが、教育長ともちょっと立ち話をし、ああいう形で分教室が実現して、教育環境が整ってよかったなとまず第一に思っております。

ですが、もちろん支援学校ですから、まずバリアフリーにする、普通学校だったものを支援学校として整えるという、これまでの努力はわかるのですが、分教室を見た後、本校を見たら、やっぱり分教室はまだまだ温かみに欠けるなど感じました。多くの障害を持った子供たちが多くの時間を過ごす場ですので、ぜひこれから分教室の教育環境のさらなる整備に意を注いでいただきたいと願うものであります。所見を伺います。

駒井学校施設課長 過日の現地調査に際しましては、委員長初め委員の皆様には、かえで支援学校へおいでいただきまして、ありがとうございます。

かえで支援学校の整備につきましては、委員おっしゃるとおり、その場でも私も御説明いたしましたけれども、バリアフリー化への対応とか、転落防止用の手すり、教育内容に沿った実習室の整備、このほか、教室等の床、壁、天井の補修など、設計・施工の段階から、新しい学校づくり推進室、学校、当課、また、設計・施工の業者と何回も協議を重ねる中で、さまざまな制約を乗り越えて、でき得る限りの整備をさせていただいたところでございます。そのようなことをぜひ御理解いただきたいと思います。

委員がまだちょっと寂しいというふうにお感じになられたということで、もしかしたらこのようなことが影響しているのではないかとということでちょっとお話をさせていただきたいと思います。確かに本校は廊下の両側に教室がございまして、あふれんばかりの掲示物が飾ってございました。一方、分教室のほうは、4月に開設してまだ2カ月足らずの時点で現地へおいでいただいたということで、まだ学校の活動も本格的に動いていない段階であり、掲示物は本当に一部張ってあっただけでした。今後、学校行事を通じて、生徒が活動する内容などを廊下に掲示するとか、この間も実習等で指輪みたいなものもつくっていただきましたけれども、木工とか陶芸室も整備してございますので、そういった生徒の作品が今後、廊下などに展示される、あるいは園芸作業等も行っておりますので、庭園に花を植えるとかそういったことをしていけば、感じていただける印象も大変変わってくるのではないかと考えております。

また、分教室の高等部の生徒でございますけれども、非常に障害の程度が軽いということで分教室のほうに行っていたというわけですが、中には、高校に行きたかったけれども行けなかったお子様もいらっしゃると思います。そういった子供たちにとれば、特に2、3年生は今まで本校で授業を受けていたわけですが、今度は分教室へ行って、目指していた高校と同じような環境で授業が受けられる。平屋だった、障害の重い子供たちと一緒に授業を受けていたところから、2階、3階、あこがれの高校の教室で授業を受けられるといったことで、今後、学習とかそういった活動に意欲の増加が図られるものと思っています。今しばらく分教室の様子をごらんいただければ、この間とは違った印象をお感じいただけるのではないかと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

仁ノ平委員

さまざまな事情や努力は理解いたしました。では、また見に行きたいと思いますが、できる努力と、やはり予算づけをしてきちんと整備していただく面はしていただく。その辺について議会のほうでも応援するのはやぶさかではないですから、せっかくの分教室ですので、ぜひ充実が図られるようお願いしたいと思います。

(中学校における武道、ダンスの必修化について)

次に、全く別のことですが、本年度から、5年ほど前の教育基本法の改訂を受けて、これまで選択であった武道、ダンスがこの4月から中学校において1、2年生の必修になったと伺っております。そのため、体育の授業時間数が中学1年生、2年生は15時間ふえ、ほかの教科の削減はないので、年間授業日数も15時間ふえたと聞いています。そのような理解でよろしいでしょうか。

相原スポーツ健康課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

仁ノ平委員

それでちょっと伺いたいのですが、たしか、体育の先生の増員はないと聞いています。そうすると、体育の先生の立場に立つと、年間授業時間数が15時間ふえる

ということで、その負担増を心配しているのですが、いかがですか。

相原スポーツ健康課長 週のカリキュラムを見てみますと、週で2.6時間から3時間にふえています。1週間あたりでの授業時間でございます。現場のほうの教員からは負担になっているというような話は聞いていません。

仁ノ平委員 そのような声は今のところ届いていないというのは、実際はこれから動き出す、4月、5月はまだ授業が始まっていないと聞いていますから、そういう負担増の声が届いていないのは当たり前です。実はいろいろな事情で実際の授業が始まるのはこれからなんですよね。だから、負担増の声が届かないのは当たり前なんです。ぜひできることとして、校務分掌での体育の先生の教科以外の負担をほかの先生が担うとか工夫をしていただきたい。答弁は結構ですが、授業数が年間15時間というのは結構負担だと思いますので、ぜひ工夫できるところで御配慮いただけるようお願いしたいと思います。

そこでもう1つ心配なのは、けがへの対応も含めた教員研修についてです。体育の先生にとっては、もちろんすべての体育を教えなければいけないのは当然ですが、新しい種目にここで挑戦する方も多し、武道でありますから、例えば柔道など、頭を打つてのけがなども心配しているところです。そのような対応はいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 委員のおっしゃるとおり、初めての教員もいます。先ほどのお話にもありましたように、平成20年度に新学習指導要領の改訂が行われ、平成24年度から完全実施という話を受けまして、県教育委員会では、大学教授とか、中学校教員とか、武道の専門家などの意見を踏まえまして学習指導研究会をつくりまして、そちらのほうで指導の手引を作成したり、またはDVDを作成し、それらを各学校に配付し、事前学習をしていただいております。さらに、保健体育の全教員を対象にいたしまして、投げわざの取り扱い等、安全対策に重点を置きました実技指導講習会を開催しております。

今までの取り組みはそういう状況ですが、今後につきましても、文部科学省から指針が示されております。それらの指針の中には、例えば柔道でいえば、大外刈りのような、いわゆる頭を打つというような危険性があるものもございます。1、2年生の実習でございますので、そこまで行くかどうかわかりませんが、そういうものについての対応等を含めまして、現場にも指導していきたいと考えております。

さらに、これから始まるわけですが、現場の教員からの意見を吸い上げる形の中で、先ほどの学習指導研究会のようところで指導方法についての研修をし、現場に取り入れていただくというようなこともやっていきたいと考えております。

さらに、外部指導者の話も出ておまして、体制はもう既につくってあります。これらの外部指導者の活用について要請は今のところございませんが、先ほど委員おっしゃいましたように、2学期からは本格的に始まるということで、そういうものの要請に対応できるようにしたいと考えています。

仁ノ平委員 まかり間違えば、頭を打って一生の後遺症も考えられますので、武道におけるけがへの対応は特別な御配慮をお願いしたいところです。また、それももちろんのことですが、今回の武道の必修に関しては、教育基本法を読めば、伝統とか、心を磨くなどの目的とともに、もう1つはやはり競技としての楽しさ、卒業した後も一生、ダンスをしてみたい、武道をしてみたいという楽しさを合計30時間の中で体得、味わわせるのもまた主眼かと思えます。けがを恐れるあまり、競技としてのだいご

味、おもしろさが失われてもまた残念なところで、そこは大変難しいのですが、そうした意味での教員の研修もぜひ怠りなくお願いしたいと思います。

ところで、武道っていろいろあるかと思うのですが、学校ごとの選択と伺っております。山梨県ではどのような武道の教育が行われるのか、もしわかりましたら、教えていただけますか。

相原スポーツ健康課長 全中学校87校ありまして、柔道を選択しておりますのが69校でございます。剣道を選択しているのが13校、あと、相撲が5校、なぎなたが2校、弓道が1校という内訳でございます。

仁ノ平委員 それぞれの学校で、なぎなた、相撲というこれまでなかったようなことも授業で行われるようですが、楽しい授業で子供たちが武道に触れるといいなと思います。それがまた数年後に花開いてくるといいなと願っています。

(山梨近代偉人館(仮称)について)

もう1項目お願いいたします。昨年6月の議会の知事所信表明演説で、偉人館をつくるというお話が出ました。その後何も耳にしないのですが、それはどうなったのかということと、どのような構想なのかについて、概要をお知らせください。

高橋学術文化財課長 御質問いただきました、いわゆる山梨近代偉人館でございますけれども、これにつきましては、本年3月に公表されましたオープン県庁敷地整備計画を踏まえ、総務部の管財課が所管しております県庁敷地整備の一環としまして、県の有形文化財である県庁別館の2階の一部を利用しまして、甲州財閥の名で呼ばれ活躍した実業家を初め、おおむね明治時代から戦前の間に経済や学術、国際交流などの幅広い分野において、現在の山梨県の発展の基礎を築いたふるさと山梨の先人の功績を展示するものでございまして、平成27年3月のオープンを目指しているところでございます。

また、具体的な検討状況についてでございますけれども、本年4月に近現代史や地域政策、文化財等を専門とする有識者5名からなる県庁別館展示施設整備検討委員会を設置しまして、総務部と教育委員会が連携しまして、基本コンセプトの整理、人物の選定基準や展示施設の整備等について検討を開始したところでございます。今後は、この委員会を3回程度開催しまして、今年度中に展示施設の整備基本計画を策定し、来年度以降、展示設計等を進めていく予定でございます。

仁ノ平委員 今ちょっと聞き逃したのです、確認させてください。今のところの名称は近代偉人館、そして、明治から大正の人を取り扱う、そして、オープンは平成27年3月の予定、この3点で間違いないですか。

高橋学術文化財課長 名称は、現在は山梨近代偉人館とオープン県庁敷地整備計画では書かれております。また、対象につきましても、これも先ほど述べた委員会での審議事項ではございますけれども、おおむね明治時代から戦前、第2次世界大戦の終わるころまでの間ということになってございます。27年3月のオープンを目指しています。

仁ノ平委員 偉人館という名前にちょっと違和感を覚えまして、異なる人という字もあるので、偉い人と書くんですね。企画はいいとして、ぜひ子供たちに見てほしいし、大人にも見てほしい。そのときに、偉人という名前はちょっと物々しいし、なじみにくいし、どうなんですかね。他県の例を調べてみると、例えば山梨の先人たちとか、先覚者たちとか、山梨ゆかりの発展に尽くした人々とか、そんな名称を聞くん

ですが、近代偉人館という名称でいくんですか。

高橋学術文化財課長 この名称の件についてでございますけれども、現在は仮称でございます、この名称も含めて、先ほど述べた委員会で検討していただいているところでございます。4月に第1回の委員会が開催されたところでございますけれども、偉人のとらえ方は人によって異なることや、偉人という言葉が与えるイメージ等を考えると、ほかの名称を使用すべきではないかといった意見も出ているところでございます。また、先ほど委員から御発言がございましたけれども、全国的にも偉人館という名称を使用している例はかなり少なく、近代人物館、あるいは先人記念館等の名称が使われている事例もございます。今後この委員会での審議を進める中で、本県発展の礎を築いたふるさと山梨の先人の功績を紹介する施設としてふさわしい、かつ、来訪者が親しみを持てるような名称を検討していきたいと考えています。

仁ノ平委員 仮称とのことですが、ぜひ再考あるいは工夫をお願いしたところですが、ところで、面積の予定は250平米と聞いているので、県議会地下の、我々が予算委員会などに使う議事堂地下会議室の2倍ぐらいの広さかなと思うのですが、一体何人ぐらいの方を展示しよう、紹介しようというプランなんでしょうか。

高橋学術文化財課長 広さは250平方メートル、別館の2階の一部を使うんですけれども、まだ何人扱うということを含め、この委員会で展示規模、展示手法等について議論を始めたところでございます。

仁ノ平委員 実は私、偶然なんですけど、秋田県立博物館の中での先人たちを見てきました。152人でした。その後、またこれも偶然なんですけど、四、五日前に青森の郷土館で見たのは40人ぐらいでした。岩手は盛岡のJRの構内に先人たちを飾るコーナーがありまして、ちょっと人数はわからなかったけれども、やっぱりそれなり的人数でした。ぜひ他県の例も参考にしてください。質問がちょっと前後してしまうけれども、秋田はすばらしかったです。感動しました。やはり課長御存じのように、よその名前も調べたとおっしゃるから、よそにはもうたくさんあるんでしょう。後発になるので、下手なものをつくとちょっと恥ずかしい。

余談になりますが、青森は青森で生まれた人に限定している。そこもどうするかこれから課題だと思いますが、秋田は、よそで生まれても、結婚なり何なりで秋田に来た人もオーケーです。何げなく見ていたら、出身、山梨県昭和町という女性がいて、あの時代に山梨から秋田に行って、一生だんなさんとこういうことに尽くしたんだと思って、感動しました。だから、他県出身の人も可とするのか、ここで生まれた人だけにするのか、その辺も課題と思えます。

それで、場所は県庁内と決まっているから、それはもう四の五の言わないんですが、さっき申し上げたように、他県では盛岡駅構内あるいは博物館です。大事なものは、大勢の人が見ることだと思います。私も知らないで行って感激してしまったんですから、大勢の人が見る工夫が必要です。今の県庁のイメージだと、大勢の人が見るという感じじゃないじゃないですか。大勢の人が見る工夫、そして、近代史ですから、歴史ですから、博物館との連携、つながり、そういうものがぜひ必要だと思いますが、いかがでしょうか。

高橋学術文化財課長 委員から御指摘もございましたとおり、県民や観光客が本県の歴史を学ぶ場として非常に魅力的な施設にしたいと考えております。県立文化施設等も連携して、魅力ある施設としていきたいと考えています。

仁ノ平委員

やっぱり積極的な措置として、どこの県も女性は必ず一定割合入っていました。無理なことは申しませんが、この時代ですと、例えば甲府には洋裁の学校があって、全県からその甲府の洋裁の学校に通った。校長は女性だったと思います。またお蚕に尽くした女性たちもいるはずで、ぜひ先人の女性たちの活躍も忘れることなく盛り込んでいただくとありがたい。

最後になりますが、こうしたものはとても大事だなとつくづく思いました。どんな時代も厳しいものがあるけれども、先人たちがこういう努力をして、だから、今があるということを感じることができるし、それが大人も子供もアイデンティティーの確認であるし、生きる支えになると、秋田、青森の博物館を見てつくづく思いました。そうしたわけで、ぜひよその県へも足を運ばれて、山梨の子供たちや、我々の支えになるものを一生懸命つくっていただきたいと思います。最後に一言いただいて終わります。

高橋学術文化財課長 この偉人館は、文化財的にも価値が非常にあります別館の旧知事室を利用してつくるわけでございますけれども、学習の場あるいは観光の場として、山梨を発信できるような、あるいは郷土を感じることができるような施設として、平成27年3月からスタートできるよう検討を進めていきたいと考えています。

臼井委員

実はこの仮称偉人館は、残念ながら今は亡きある方が提唱したのがスタートなんです。それで、県庁を観光スポットにしようということで、別館はある意味では観光スポットにふさわしい建物でもありましようから、そこはいいと思うんですけども、今、部屋の大きさを聞いて、ちょっと狭過ぎやしないかということを感じました。イメージとして、あの議事堂地下会議室の2倍、何人をどんなふうに表示できるのかということを考えてみると、大変狭隘な部屋だと思えます。それは総務部のやることだけれど、大体あそこは、免震にして、そして、行政セクションも一部入るみたいなことを言っています。1階から3階か、一部4階か知りませんが、確かに仁ノ平委員がおっしゃるように、あんまりちっぽけなものをつくるのだったら、つくらないほうがいいと言わざるを得ない。しかも、政界はともかく、財界とか、あるいは各ジャンルの人たちが山梨の先人も大勢いると思います。

そこで、何としても名前を忘れてしまったんだけど、南アルプスの出身で、明治の時代、山梨県で初めて外務次官か何かをやられた方がいるんだそうです。それで、その人の足跡というか、その人を調べて書いた人がいる。その書いた人は山梨交通の専務なんです。いつか山日新聞か何かに出ていたはずですよ。家に帰ればすぐわかるんですけど。そんなことで、物がなくて、私はその大変分厚いコピーを専務からいただいた。読むのに3晩ぐらいかかったかな。ぜひそんな人もちょっと意にとめて調べてみてください。山梨交通の専務がつくられた冊子です。

せっかくならある程度のボリュームのものでないと。そして、山梨の先人というのは、いろいろな優秀な方が各界にいっぱいいるんですよ。それを今から検討委員会でピックアップしたり、プロフィールを調べたり、ぜひいいものをつくってほしい。場所もぜひ、もうちょっと管財課等と相談してください。今、仁ノ平委員がおっしゃる議事堂地下会議室の2倍ぐらいたしたら、あまりにもちっぽけじゃないかなという気がしますので、あえて付言しておきます。

高橋学術文化財課長 今、委員から御発言があった件でございますけれども、質の高いもの、幅広い分野からの人物選考等をこれから検討していくところでございます。先ほどの、南アルプス出身ということで、埴原さんのお話だと思いますけれども、広くこれからリストアップしていきたいと考えております。

また、部屋の広さの話ですけれども、これは他委員会所管事項で詳細な答弁はで

きませんけれども、全体の県庁の敷地の整備計画の中でこの別館をどう活用していくかというところでスタートとなっております、この近代偉人館のほか、隣には県政の資料室、県政歴史展示室といったものもあわせてプラスで場所をとっております、一体的に整備していく話でございます。広くするとか、狭くするということは、なかなかこの場で私の立場からは申し上げられませんが、その他、県政歴史展示室等も含めて展示内容等を検討していきたいと考えているところでございます。

(教育委員会制度について)

保延委員

私も教育厚生委員会に久しぶりに所属をさせていただいたわけですが、とにかく印象は、教員の不祥事が多過ぎる。第一にその印象です。今、大阪を中心に、教育行政、また委員会のあり方とか、そういったものが見直しをされているということを知っています。また、隣の静岡、長野も、知事を中心に教育行政のあり方を検討しているようなことを聞いています。一応、制度上、教育行政は知事ではなくて、知事から独立をした教育委員会が教育行政の施行を行うということではありますが、はた目で見てみると、教育委員や教育委員会の活動がいまひとつわからないわけです。久しぶりに教育厚生委員会に来ましたから、基本的なことをお聞きしたいと思います。

秋山総務課長

まず教育委員会制度ということでございますけれども、委員御指摘のとおり、知事から独立した教育委員、本県の場合6人ですけれども、6人による合議制の執行機関ということになります。したがって、教育委員会の意思決定は、委員会の会議の議決を通じて行われます。具体的には、毎月2回、定例の教育委員会議を行います、そこで、教育の基本的な方針とか、それに基づきます執行に関しますようなこと、そういうものにつきまして議論をして、決定をいたしまして、それを補助機関であります事務局が執行していくと、そういうような仕組みとなっております。

保延委員

毎月2回定期的に会議を行っているということでありましたけれども、さっきも申し上げましたけれども、教育委員会の会議でふだん何をどのように議論をされて、どのように決まり、またそういったものが実行に移されているのか、その辺が県民から見てよくわからない。もっと県民にそういった内容を正しく細かく伝えていってもらいたいと思いますが、そういったことに対してどういった工夫をしているかお聞きします。

秋山総務課長

まず、教育委員会の会議は原則公開としております。ただ、人事案件みたいなものを除きまして原則公開といたしまして、傍聴席を設けまして、傍聴も可能になっております。傍聴席につきましても、昨年度中途ですけれども、15人ほどが傍聴できるような体制といたしました。そこで、事前に、何日に会議がある、こういう議題がありますというものをホームページに掲載いたしまして、周知を図っております。ただ、ちょっと残念なことに、まだ傍聴人は実際のところはかなり少ないというのが現状でございます。

なお、会議終了後は速やかに会議録を作成いたしまして、それもホームページに掲載して、どういう内容の会議が行われたか、その辺の周知を図るようにしております。

保延委員

積極的にそうやって公開に努めているということですが、なかなかその辺が周知できていないというような感じもします。また、1日教育委員会など、外へ

出て活動をしているというようなことも聞きましたけれども、そういった会議とか1日教育委員会とか、それ以外にも教育委員会としてどういったような活動をしているのかお聞きします。

秋山総務課長

教育委員会といたしまして、もちろん地域の児童生徒を初め、保護者とか、地域の教育関係者とか、そういう方々の御意見を伺うということで、1つは、1日教育委員会を地域ごとに毎年2回やっております。そこでさまざまな御意見をいただいて、それをまた会議に生かしていくということでございます。

それから、実際、教育委員が小中学校にお邪魔しまして、児童生徒と語る1日教育委員会という名称でやっておりますけれども、そこで、教育委員にそこで授業を1コマ持っていただきまして、実際に児童生徒と講話をしていただきまして、今の子供たちは何を考えているとかそういうことも把握していただいて、それをまた教育委員会活動に反映しているという状況でございます。

保延委員

いずれにしても、教育行政とか教育委員会の仕組みというのは、国が主導してやっているということでありまして、そうした中であっても、この山梨県でそういったものを見直しをして、山梨県に合うような教育行政を検討していかなければならないと思います。そういう中で、教育委員会として独自性を発揮してもらいまして、ぜひ山梨の子供たちのためになる教育に取り組んでいただきたいと思えます。

瀧田教育長

さまざまな御意見をいただきまして、ありがとうございます。私も委員と同じ思いでございまして、児童生徒はもとより、県民の教育文化、スポーツの振興が私たちの使命だと考えています。知事部局から独立しているというのは、地教法という法律の中である程度その形を取らざるを得ないこともあります。私たちは法にまで踏み込める立場ではございませんが、知事とも意見を交換して、さまざまな思いをできるだけ共有して、県民にそれを反映していきたいと考えておりますので、またいろいろ御示唆をいただければありがたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(環境教育について)

清水委員

それでは、1点だけお聞きしたいと思えます。全国の学力テストのことでございます。この間、教育長がとても心配で新聞なんかに出ていたわけです。どういう結果かなと思って、渋い顔で眺めたんですが、そのことについてはまだ発表しないそうですから、それは聞きません。

昨年公布された環境教育等に関する環境保全の取り組みの促進に関する法律が今年の10月1日に完全に施行されるそうです。旧法については大幅に改正されると聞き及んでおりますけれども、今度の改正の内容等をちょっとお願いいたします。

渡井義務教育課長

それでは、新しく全面施行されるようになった法律について御説明申し上げます。今お話がありましたように、環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律ということですが、昨年の6月に成立しまして、本年の10月1日から全面施行されることになっております。現行法では体験学習に重点を置いた取り組みが重点の内容になっていましたが、新しい法律、改正された法律によりまして、さらに幅広い実践的人材づくり、その取り組みを発展させていくような具体的なことが規定されております。

具体的には5つぐらいの柱でできております。国の基本理念をまずきちんと規定するということがありまして、その5つの柱のうちの1つに、学校教育における環

境教育の充実がございます。その学校教育における環境教育の充実の中身が大きく2つほど規定されております。1点目は、学校施設を整備して環境教育にそぐうような施設にしていくということや、教育活動をする上で環境を配慮するようなものを促進していくと、これが1点目です。2点目は、学校教育で体系的な環境教育が行われるように、教科の指導を中心に、教材を開発したり、教職員の研修を充実させると、こういうようなことが具体的に盛り込まれております。

清水委員 旧法の中で特別にその内容等がわかれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

渡井義務教育課長 旧法との比較になりますが、例えば旧法ですと、基本理念がございまして、これは自発的意思の尊重とか、主体的に参加するとか、地域住民の福祉の維持を向上するということがありまして、スローガンとしては、どこでもだれでも環境学習ということが今の現行法になっております。改正法のほうの理念でいきますと、法の目的のところ、ともに働くという、協働取り組みを推進していくということが追加されております。それから、基本的な規定の中に、生命をととぶことや、経済社会との統合的発展とか、循環型社会形成を追加するというようなことが入っておりまして、体験学習に重点を置いた取り組みから、幅広い、実践的人材づくりへと発展していくような法律に変更されております。

清水委員 そこで、私が今ちょっと思い出したところによると、いわゆる環境教育ということは、昔は——昔と言ってもかなり前のこととございますけれども、小中学校の生徒が学校林を活用しながら、環境教育に非常に熱を入れてきたわけとございます。それが1988年は46校だそうとございます。それが2001年になったら28校に減りまして、それがまた一転、10年度には40校までふえたという文書がございまして。

こういったことを考えてみれば、私が何を思ったかという、今、国会でも消費税の増税というような論議になっているんですけども、山梨県では県民から今年度から森林環境税を徴収します。その森林環境税は、これはいわゆる荒廃した民有林、県有林をきれいにするのはもちろんでございますけれども、山梨県の県土の8割近くを占める森林を健全な形にするということは、今の県下の小中学校の子供の皆さんにも、学校林を設定してあるところ、ないところもあるんですけども、設定してもらいながら、子供にもそういった現場の教育を、自然の中の流れの中の教育を教えてもらって、そして、すばらしい人間教育を、それもこの環境税の500円の中の一端として扱ってはどうかと私は思っているわけとございます。

そんなことを思えば、今年始まる環境教育の年とすれば、その辺をも十分考えながら、ひとつ、学校林のとうとさを県下の小学校に普及してもらえるとありがたいなと思っていたものですから、一言だけ、教育長の見解をお願いします。

瀧田教育長 確かに、森林環境税導入の記念すべき年でもございますので、せっかくのアイデアをいただきましたので、またこちらで森林環境部ともタイアップしながら、県民のためにどう活用できるか考えて、またアイデアを練っていきなさいと思います。またいろいろお教えいただけたらと思います。ありがとうございました。

(新県立図書館について)

久保田委員 図書館についてですけども、新図書館が甲府駅北口に整備され、その準備として、今までの図書館が休館しています。これから学生が夏休みに入ると、図書館というのは利用量が多いということを聞いています。その中で、長期の休館に対して

不満の声も聞きますが、なぜこれほどの準備期間が必要なのか質問いたします。

渡辺新図書館建設室長 今回、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしまして申しわけなく思っております。現図書館は6月11日に休館になっております。11月10日まで、ちょうど5カ月間、図書館業務は休みということになっております。その間に何をするかと申しますと、図書の移転でございます。現在、60万冊を目指して図書を購入しております。さらに、雑誌のバックナンバーなど、それから、視聴覚資料など20万点でございます。約80万点の図書資料を新図書館に移転しなければならない。

その移転に当たっては、ICタグを新たに導入いたしますので、80万点すべての図書資料に手作業でシールを張っていかなければならない。それで、そのシールを張った上で、ICタグと図書館で持っている図書のデータベース等をくっつけるという、エンコードという作業をしなければならないということでもあります。それは図書館のフロア全体を使って、もう既に今週の月曜日から作業を始めております。約3カ月はかかる予定でございます。

それがある程度作業が進んだところで、実際にトラックで図書を新図書館のほうに移送いたします。移送いたしますが、本ですから、1箱20冊入れたとしても4万箱。相当な量でございます。1日2トントラックで14往復したとしても、40日以上かかる。相当な業務量になっております。さらに、新図書館に行った際にはそれを所定の位置に並べまして、それが所定の位置に並んでいるかどうかを点検する、蔵書点検という作業、これも10日以上かかる作業でございます。そのような作業を進めておりますので5カ月となりますけれども、御猶予いただきたいと思っております。

久保田委員

今お聞きしてよくわかりました。だけど、県民はそういうことを知りません。当然、新聞にも、木村富貴子議員も図書館の休館についてなんて書いてある。それと同じ日に「私も言いたい」に何か閉館のことが書いてありました。やはり周知を徹底して、あるいはそれなりの新聞折り込み、新聞等に、あるいはテレビ等流していただきたいなど。そんなに金がかかるものじゃないと思うので、それはぜひそのようにお願いします。

(県立高校の入試制度について)

もう1点、県立高校の前期入試についてですけれども、6月24日付の山日新聞に取り上げられました。廃止か存続かと問われ、高等学校審議会において12月をめどに結論を答申するとあります。前期入試につきましては、当然、高校側、中学側、また、受験生や受験生の保護者側の意見等いろいろ集約しながらすると思うんですけれども、これ、もともと前期入試はなぜ導入されたんですか。ちょっと過去に振り返ってお伺いします。

池田新しい学校づくり推進室長 前期入試についてお答えいたします。前期入試は平成19年度から導入して、今年度の入試で6回経過しています。導入に当たりましては、その前提といたしますか、導入に際して、学区制が全県1学区になったということでもあります。全県1学区にするに当たって、生徒の選択幅が平等かつ最大限に広がるというメリットの反面、学力に偏重した入試が行われた場合にはいろいろな弊害が出るのではないかと入学者選抜制度審議会でも懸念がありました。それに対応するために、受験機会の複数化、複数の評価尺度の選抜、あるいは特色ある学校づくりの推進という3点を取り入れ、入学者選抜制度を改善すれば、そういう懸念がある程度払拭できるのではないかとという経緯のもとに導入されたということでございます。

久保田委員

生徒がいなくなり、言うなれば昔に戻るといことですね。我々が知っている限りだと、専門学科の農業、商業、工業等においては、目的意識の高い生徒を採ることが前期入試の意味があったかなと思われるんですけども、普通高校はもう自由になりましたので、やっぱり専門学科はそれなりに残したほうがいいんじゃないかなと私は思います。それは要望で答えは要りませんが、それを含めながらよく検討していただきたいなと思います。

以 上

教育厚生委員長 土橋 亨